

[児童発達支援ガイドライン]（平成 29 年 7 月作成）が令和 6 年 7 月に改訂され、児童発達支援として提供すべき支援の大ききは 3 つ『発達支援』『家族支援』『地域支援』があり、そのうち『発達支援』は「本人支援」と「移行支援」に分類されます。

当学会の早期発達支援士講座の 6 領域は、下記グラフで示すとおり、ガイドラインに則り照合していることを示します。
また、文部科学省による特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動(幼稚部・小学部・中学部) (平成 30 年 3 月)においても当学会の講座は整合しております。

ただし、2026 年度より、より分かりやすくするため領域名に自立活動内容を追記し修正する ことといたします。

児童発達支援事業			早期発達支援士講座 領域名	(2026 年度より) 領域名／自立活動
発達支援	本人支援	<健康・生活>	『医療・保健』	『医療・保健』／健康保持
		<運動・感覚>	『療育支援』（環境の支援・行動の支援・感覚の支援・運動の支援）	『療育支援』（①感覚の支援・運動の支援）／環境の把握、身体の動き
		<認知・行動>	『心理・アセスメント』	『心理・アセスメント（認知・行動）』／心理的な安定
		<言語・コミュニケーション>	『発達・言語』『医療・保健』	『発達・言語』／コミュニケーション
		<人間関係・社会性>	『療育支援』（環境の支援・行動の支援・感覚の支援・運動の支援）	『療育支援』（②環境の支援・社会行動の支援）／人間関係の形成
	移行支援	「移行支援」	『コーディネート』	『コーディネート』①移行支援
家族支援		「家族支援」	『家族』	『家族支援』
地域支援		「地域支援・地域連携」	『コーディネート』	『コーディネート』②地域支援・地域連携